

令和 8（2026）年度

東京大学大学院医学系研究科

博士後期課程（国際保健学専攻）

学生募集要項

東京大学大学院医学系研究科

令和 8 (2026)年度 東京大学大学院医学系研究科 博士後期課程学生募集要項 (国際保健学専攻)

※本募集要項の内容を変更する場合は、本研究科ウェブサイトで公表しますので、随時確認してください。
(<https://www.m.u-tokyo.ac.jp/daigakuin/apply/appguidemain.html>)

教育研究上の目的

本研究科は、生命現象のしくみの解明、疾病の克服及び健康の増進に寄与する最先端研究を推進するとともに、医学系領域の各分野において卓越した学識と高度な独創的研究能力を有する国際的リーダーを養成することを目的とする。

入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)

1. 東京大学大学院医学系研究科博士後期課程は、生命現象のしくみの解明、疾患の予防・克服と回復の促進、発達支援・健康増進に寄与する最先端研究を推進するとともに、各専門分野において卓越した学識と高度な独創的研究能力を有する国際的リーダーとしてのポテンシャルをもつ学生を求める。
2. 入学者選抜においては、以下の点が問われる。
 - 医学・看護学・保健学に関する基本的な知識を礎として、生命現象のしくみの解明、疾患の予防・克服と回復の促進、発達支援・健康増進に向けて保健学・看護学における課題解決に向けて独創的な研究に取り組む能力をもっていること。
 - 論理的で明晰な分析力と、既成の概念にとらわれない新鮮な着想力で、医学・看護学・保健学の未来を切り拓いていく能力をもっていること。
 - 大学院で獲得した高度な知識と研究能力を礎として、専門領域の各分野において国際的なリーダーとして活躍できる能力と意欲をもっていること。
 - 英語による講義、演習に必要な英語コミュニケーション能力と医学・保健学及び関連領域の基礎的知識を有すること。

なお、博士後期課程国際保健学専攻では以下の教育研究上の目的を掲げており、入学者選抜においては当該目的達成に必要な基礎的素養を具えていることが求められる。

東京大学大学院医学系研究科国際保健学専攻の博士後期課程は、生命現象のしくみの解明、疾病の克服及び健康の増進に寄与する最先端研究を推進するとともに、医学系領域の各分野において卓越した学識と高度な独創的研究能力を有する国際的リーダーを養成することを目的とする。

1. 出願資格

- (1) 日本の大学において修士の学位又は専門職学位を得た者及び令和8(2026)年3月31日(注5)までに得る見込みの者(注1)
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により修士の学位を授与された者及び令和8(2026)年3月31日(注5)までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8(2026)年3月31日(注5)までに授与される見込みの者(注2)
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和8(2026)年3月31日(注5)までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和8(2026)年3月31日(注5)までに授与される見込みの者
- (6) 外国の学校、上記出願資格(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学において、大学院設置基準第16条の2に規定する博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格した者及び令和8(2026)年3月31日(注5)までに合格する見込みの者で、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者(注3)

- (7) 日本の大学を卒業又は外国において学校教育における16年の課程を修了した者で、日本又は外国の大学若しくは研究所等において2年以上研究に従事した者及び令和8(2026)年3月31日(注5)までに2年以上研究に従事する見込みの者で当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者(注1)(注2)(注3)
- (8) 個別の入学資格審査をもって、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者で、令和8(2026)年3月31日(注5)において24歳に達している者(注4)

(注1) 上記(1)、(7)の「日本の大学」とは、学校教育法第83条の定める日本国内の大学を示す。

(注2) 上記(3)、(7)には、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了した場合を含む。

(注3) 上記(6)又は(7)で出願しようとする者については、出願前に入学資格審査を行うので、事前に本研究科事務部(6.出願手続(4)あて先)に申し出たうえで、下記の期日までに審査に必要な書類を提出すること。

令和7(2025)年10月入学選抜・・・令和7(2025)年5月19日(月)

令和8(2026)年4月入学選抜・・・令和7(2025)年11月10日(月)

なお、資格審査の結果は、令和7(2025)年10月入学選抜については令和7(2025)年5月30日(金)頃に、令和8(2026)年4月入学選抜については令和7(2025)年11月21日(金)頃にEmailにて通知する。

(注4) ① 上記(8) に該当する者とは、上記(1)から(7)に該当しない者のうち、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者とする。

② 上記(8)で出願しようとする者については、出願前に個別の入学資格審査を行うので、事前に本研究科事務部(6.出願手続(4)あて先)に申し出たうえで、下記期日までに審査に必要な書類を提出すること。

令和7(2025)年10月入学選抜・・・令和7(2025)年5月19日(月)

令和8(2026)年4月入学選抜・・・令和7(2025)年11月10日(月)

なお、資格審査の結果は、令和7(2025)年10月入学選抜については令和7(2025)年5月30日(金)頃に、令和8(2026)年4月入学選抜については令和7(2025)年11月21日(金)頃にEmailにて通知する。

③ 個別の入学資格審査で修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者について出願を受け付け、受験を許可する。

(注5) 令和7(2025)年10月入学希望者の場合は、上記(1)から(8)における「令和8(2026)年3月31日」については、「令和7(2025)年9月30日」に読み替えるものとする。

2. 選抜方法

- (1) 入学者の選抜は、第1次試験及び第2次試験による。
- (2) 第1次試験における選抜は、外国語審査による(TOEFL又はIELTS成績証明書の提出による)(注1)。
- (3) 第2次試験における選抜は、第1次試験の合格者のみについて行い、修士の学位論文又はこれに代わるものの審査、出身学校の学業成績、及び口述試験による。
- (4) 本研究科において令和5(2023)年4月1日から令和8(2026)年3月31日(注2)の期間に修士又は専門職学位の学位を得た者もしくは得る見込みの者については、第1次試験を免除する。

(注1) 英語を公用語とする国に所在する大学を卒業した者(入学までに卒業見込みの者を含む)は、TOEFL又はIELTS成績証明書の提出を免除する場合がある。免除を希望する者は、出願前に審査を行うので、事前に本研究科事務部(6.出願手続(4)あて先)に申し出たうえで、下記期日までに審査に必要な書類を提出すること。

令和7(2025)年10月入学選抜・・・令和7(2025)年5月19日(月)

令和8(2026)年4月入学選抜・・・令和7(2025)年11月10日(月)

詳細は、別紙「国際保健学専攻博士後期課程入試の外国語(英語)について」を参照すること。

(注2) 令和7(2025)年10月入学希望者については、「令和4(2022)年10月1日から令和7(2025)年9月30日」と読み替えるものとする。

3. 試験科目及び募集人員

専攻名	専攻分野	第1次試験	第2次試験	募集
国際保健学	国際保健政策学 国際地域保健学 人類遺伝学 発達医科学 人類生態学 生物医化学 国際環境保健学 医学教育国際協力学	外国語審査 英語 (TOEFL又はIELTS成績証明書による審査)	口述試験 ・オンラインで実施する。	9名*

備考

- (1)試験の成績によっては、入学許可者数が募集人員に達しない場合がある。
- (2)TOEFL又はIELTS成績証明書の提出方法等の詳細は、添付書類に掲載されている「国際保健学専攻博士後期課程入試の外国語(英語)について」を参照すること。
- *令和7(2025)年10月入学者及び令和8(2026)年4月入学者を合わせた定員とする。

4. 試験期日及び場所

区分	第1次試験	第1次試験合格者の発表	第2次試験
令和7(2025)年 10月入学選抜	外国語審査 出願時に提出(送付)されたTOEFL 又はIELTSの成績証明書による	令和7(2025)年7月中旬 Emailにて合否結果を通知	令和7(2025)年 7月23日(水)
令和8(2026)年 4月入学選抜		令和8(2026)年1月下旬 Emailにて合否結果を通知	令和8(2026)年 1月26日(月)

備考

- (1)第1次試験合格者の発表は、令和7(2025)年10月入学選抜は7月中旬、令和8(2026)年4月入学選抜は1月下旬にEmailにて合否結果を通知する。1次合格者に対しては併せて受験票、受験者心得を送付する。
- (2)TOEFL又はIELTS成績証明書の提出方法等の詳細は、別紙「国際保健学専攻博士後期課程入試の外国語(英語)について」を参照すること。

5. 合格者の発表及び入学手続

(1) 合格者の発表

合格者は、下記の期日に、東京大学医学部ウェブサイト(<http://www.m.u-tokyo.ac.jp/>)に掲示する。

令和7(2025)年10月入学選抜	令和7(2025)年9月5日(金)正午
令和8(2026)年4月入学選抜	令和8(2026)年2月6日(金)正午

- (2) 入・進学許可通知書は、令和7(2025)年10月入学予定者には令和7(2025)年9月上旬に、令和8(2026)年4月入学予定者には令和8(2026)年2月下旬に、本人宛郵送する。
- (3) 入・進学許可通知書を受けた者は、入学願書に記載のメールアドレス宛に送付される入学手続要領に従い、令和7(2025)年10月入学予定者は令和7(2025)年9月下旬の所定期間中に、令和8(2026)年4月入学予定者は令和8(2026)年3月初旬の所定期間中に、必要な入学手続(入学料の納付及び入学手続書類の提出)を行うこと。所定の入学手続を行わない場合は、入学しないものとして取り扱うので注意すること。
- (4) 入学時に必要な経費(令和8(2026)年度予定額)
(日本政府(文部科学省)奨学金留学生に対しては徴収しない。)

入学料 282,000円
授業料前期分 260,400円(年額 520,800円)

(注)上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

6. 出願手続

(1) 出願者は、出願前に必ず指導教員に連絡を取ること。

出願は郵送に限る。郵送にあたっては、(5)提出書類等を一括して本研究科所定の封筒に入れ、書留郵便とすること。なお、所定の封筒に全部入らない場合は、所定の封筒を同封し、適当な梱包をして書留郵便とすること。出願書類の到達状況については一切回答しない。各自で追跡番号等により確認すること。

(2) 受付期間

令和7(2025)年 10月入学選抜	令和7(2025)年6月6日(金)から6月18日(水)まで。 ただし、令和7(2025)年6月18日(水)までの消印があり、かつ6月20日(金)までに到着したものは受け付ける。
令和8(2026)年 4月入学選抜	令和8(2026)年1月5日(月)から1月7日(水)まで。 ただし、令和8(2026)年1月7日(水)までの消印があり、かつ1月9日(金)までに到着したものは受け付ける。

(3) 海外在住者など出願書類の郵送に困難がある場合は、オンラインによる出願も受け付ける。

受付期間は、令和7年10月入学選抜は、令和7(2025)年6月6日(金)から6月18日(水)日本時間23:59までとする。令和8年4月入学選抜は、令和8(2026)年1月5日(月)から1月7日(水)日本時間23:59までとする。ただし、郵送が可能になった際は、速やかに出願書類の原本を郵送すること。

なお、出願書類が郵送およびオンラインの両方の方法で提出された場合は、郵送により受け付けた出願書類を正として取り扱う。

オンラインによる出願書類提出の形式について

ア)からコ)の出願書類(イ. 返信用封筒は除く)それぞれについて、PDF形式または画像ファイルとし、以下の要領で下記フォルダにアップロードすること。

・出願書類それぞれのファイル名は【国際保健学】出願書類名(氏名) とすること。

例:【国際保健学】入学願書(医学華子).pdf

国際保健学専攻志願者用フォルダ: <https://x.gd/s2w6D>

(4) あて先

東京大学大学院医学系研究科学務チーム大学院担当

〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号

in.m@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

(5) 提出書類等(※は本研究科指定の書式)

書 類 等	提 出 者	摘 要
ア 入学願書 ※	全員	3か月以内撮影の正面上半身脱帽・無背景の同一写真を、入学願書、写真票及び受験票の所定欄に貼ること。
イ 返信用封筒 ※	全員	2通、出願者本人のあて名を記入し、「受験票在中」の封筒のみ、110円分の切手を貼ること。 宛先が日本国外である場合は、送付に必要な国際返信用切手券 (IRC: International Reply Coupon) を同封すること。

ウ 検定料 ※ (30,000円)	下記を除く全員 ①本学修士課程・専門職学位課程を令和8(2026)年3月に修了する見込の者 ②[日本政府(文部科学省)奨学金留学生を除く] ※他大学に在学中の者は、奨学金留学生であることの証明書を提出すること。	【銀行振込】又は【コンビニエンスストアでの払込】、【ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行での払込】若しくは【クレジットカードでの払込】のいずれかに限る。いずれの場合においても振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となる。 【銀行振込の場合】 所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局不可)から振り込むこと(ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行での所定の方法での払込の場合を除き、ATM、インターネットは利用しないこと)。 振り込みの際、振込金受取書(B票)及び振込金受付証明書(C票)を受け取り、振込金受付証明書(C票)を提出すること。振込金受取書(B票)は領収書なので、大切に保管すること。郵便局・ゆうちょ銀行、ATM、インターネットでの振込では、「検定料振込金受付証明書(C票)」が発行されないので利用しないこと。 【ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行での払込の場合】 払込に関する操作手順や注意事項については、別紙「東京大学大学院医学系研究科検定料払込方法」を参照の上、払い込むこと。払い込み後、E-支払いサイトの「申込内容照会」にアクセスし、受付完了時に通知された【お客様番号】と【生年月日】を入力し、照会結果を印刷して出願書類に同封すること。 【コンビニ又はクレジットカードでの払込の場合】 別紙「東京大学大学院医学系研究科 検定料払込方法」を参照の上、払い込むこと。
エ 成績証明書	全員	修士課程及び学部(教養課程の成績を含む)の成績を証明するもの。コピー不可。 海外の大学／大学院の卒業／修了(見込)者は、英文証明書を提出すること。英文証明書を提出できない場合は、公証機関等が作成した英訳を添付すること。コピー不可。 複数の大学を卒業／修了した場合や、短期大学や他大学等から編入学した場合等は全ての教育機関での成績証明書を提出すること。
オ 修了(見込)証明書	全員 [ただし、本研究科修士課程又は専門職学位課程修了者は不要]	海外の大学／大学院の卒業／修了(見込)者は、英文証明書を提出すること。英文証明書を提出できない場合は、公証機関等が作成した英訳を添付すること。また、証明書には取得(見込)学位名が記載されていること。コピー不可。 大学改革支援・学位授与機構により学位を得た者は当該機構が発行した学位授与証明書を提出すること。コピー不可。
カ 志望理由書	全員	国際保健学専攻博士後期課程への志望理由について、英文400～500wordsでA4判にまとめ、左上に「志望理由書、氏名、ページ番号」を記載すること。
キ 研究計画書	全員	入学後の研究計画について、A4判2枚にまとめ、2枚とも左上に「研究計画書、氏名、ページ番号」を記載すること。

ク 修士論文及び要旨 ※英語以外の外国語のものについては、日本語又は英語の訳文を添えること。	全員 [ただし、令和8(2026)年3月に本研究科国際保健学専攻修士見込の者は不要]	① 「修士の学位論文」、あるいは「これまでの研究概要と得られた成果を英文で論文形式にまとめたもの1編(学術雑誌に掲載された論文の別刷でもよい。掲載前であれば、投稿原稿と受理を証明する資料)」を提出すること。 ② ①の要旨をA4判1枚にまとめ、提出すること。 ③ 研究論文があれば併せて提出してもよい。
ケ TOEFL又はIELTS成績証明書	全員 [ただし、第1次試験の外国語審査(英語)を免除される者は不要(2.選抜方法(4)参照)]	提出方法、提出免除対象者等の詳細は、別紙「国際保健学専攻博士後期課程入試の外国語(英語)について」を参照すること。
コ 改姓・改名の証明書	該当者のみ	提出する証明書が旧姓・旧名により発行されている者は、改姓・改名の事実を証明する書類を提出すること(戸籍抄本、婚姻届受理証明書等)。コピー不可。

7. 注意事項

- (1) 受験票は、令和7(2025)年10月入学選抜者には令和7(2025)年7月中旬に、令和8(2026)年4月入学選抜者には令和8(2026)年1月中旬に郵送する。受験者心得は別途入学願書に記載のメールアドレス宛送付する。試験の4日前までに到着しない時は、本研究科事務部(6.出願手続(4)あて先)に連絡し、指示を受けること。
- (2) 出願手続後は、どのような事情があっても書類の変更は認めず、また、検定料の払いもどしはしない。提出された書類等は一切返却しない。
- (3) 官公庁、学校、病院、民間企業等に在職のまま入学を希望する者は、「在職のまま大学院に入学することに支障はない」旨の勤務先の承諾書(様式随意)を入学手続時(5.合格者の発表及び入学手続(3))に提出すること。
- (4) 外国人は、入学手続時まで「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」において、大学院入学に支障のない在留資格を有すること。
- (5) 入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払いもどしはしない。
- (6) 本学では、障害等のある者が、受験上及び修学上不利になることがないよう、合理的な配慮を行っており、そのための相談を受け付けている。受験上の配慮を希望する者は、令和7(2025)年10月入学者は令和7(2025)年5月19日(月)まで、令和8(2026)年4月入学者は令和7(2025)年11月10日(月)までに本研究科事務部(6.出願手続(4)あて先)に申し出ること。なお、上記期日を過ぎての申出についても引き続き配慮検討の対象となるが、事前準備の関係で、申請が遅くなるほど、実際に提供できる受験上の配慮が限定されるため、なるべく早く連絡すること。(詳細は、研究科ウェブページ <https://www.m.u-tokyo.ac.jp/daigakuin/apply/appguidemain.html> 参照)
- (7) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜(出願処理、選抜実施)、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報及び入学者選抜に用いた試験成績は、入学者のみ①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金等手続き、図書館の利用等)、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。
- (8) 出願書類において虚偽の記載や偽造が発見された場合、ならびに試験において不正行為があったことを示す明確な証拠が出てきた場合は、合格後、及び入学後においても遡って合格、及び入学を取り消すことがある。
- (9) 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の本学の入試及び教育の改善に向けた検討のために利用することがある。
- (10) 東京大学では、「外国為替及び外国貿易法(外為法)」に基づいて「東京大学安全保障輸出管理規則」を定めて、技術の提供及び貨物の輸出の観点から学生の受入れ前及び在学中に、厳格な安全保障輸出管理を行っている。特に外国人留学生及び一部の日本人学生については、受入れ前の審査を必須としている。従って、外為法上規制されている事項に該当する場合は、たとえ入学試験の選抜により最終合格しても、その後入学が許可できない場合や、入学後の希望する研究活動に制限がかかる場合があるので、注意すること。

令和7(2025)年5月

